

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■均等割 2割・5割軽減の範囲が見直されました。

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成29年度から】



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が見直しされました。

●保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

【平成29年度から】



所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました。

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

【平成29年度から】



区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

◆保険料の計算方法（平成29年度）

●保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{均等割} & & \text{所得割} & & \text{1年間の保険料} \\
 \text{【1人当たりの額】} & + & \text{【被保険者本人の所得に応じた額】} & = & \text{【限度額57万円】} \\
 49,809円 & & (\text{平成28年中の所得} - 33万円) \times 10.51\% & & (\text{100円未満切捨て})
 \end{array}$$

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■高額療養費の自己負担限度額が見直しされます。

●高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並の所得者	外来〔個人単位〕	44,400円	57,600円
	外来＋入院〔世帯単位〕	(医療費総額 -267,000円) × 0.01 + 80,100円（※2）	(医療費総額 -267,000円) × 0.01 + 80,100円（※2）
一 般	外来〔個人単位〕	12,000円	14,000円（※3）
	外来＋入院〔世帯単位〕	44,400円	57,600円（※4）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来〔個人単位〕	8,000円
		外来＋入院〔世帯単位〕	24,600円
	区分Ⅰ	外来〔個人単位〕	8,000円
		外来＋入院〔世帯単位〕	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

■入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直しされます。

●療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から見直しされます。

【平成29年9月まで】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない者	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

【平成29年10月から】



区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない者	1日につき370円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

問い合わせ先 保健福祉課 保険グループ（35-2120）